

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

平成22年8月
消費・安全局動物衛生課

家畜伝染病の発生状況

- ・従来、全国的に発生があった炭疽、結核病などは清浄化が進展する一方、ヨーネ病は全国に発生が確認。
- ・平成12年3月に92年ぶりとなる口蹄疫が発生したが、発生以降半年で清浄化を達成。
- ・平成13年9月に牛海綿状脳症(BSE)が確認され、牛肉消費に大きな影響。以降36例の発生を確認。
- ・平成16年1月に79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生。以降、平成17年6月(弱毒タイプ)、平成19年1月、平成21年2月(弱毒タイプ)に発生があった。
- ・平成19年4月に豚コレラ清浄国となる。平成20年4月に抗体陽性豚(ワクチン無許可接種)を確認。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

(単位：戸数)

年(平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22 ^{注4}
口蹄疫	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭疽	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病	2	1	1	1	0	1	1	0	0	2	0
ヨーネ病	390	394	433	439	604	488	606	441	278	314	32(40)
伝達性海綿状脳症	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	5	10	1	4	0	3	0

資料：家畜衛生統計等

注1：家畜伝染病予防法第13条に基づく患畜届出件数。

注2：口蹄疫、炭疽、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症は牛、豚コレラは豚、高病原性鳥インフルエンザは家きんでの発生。

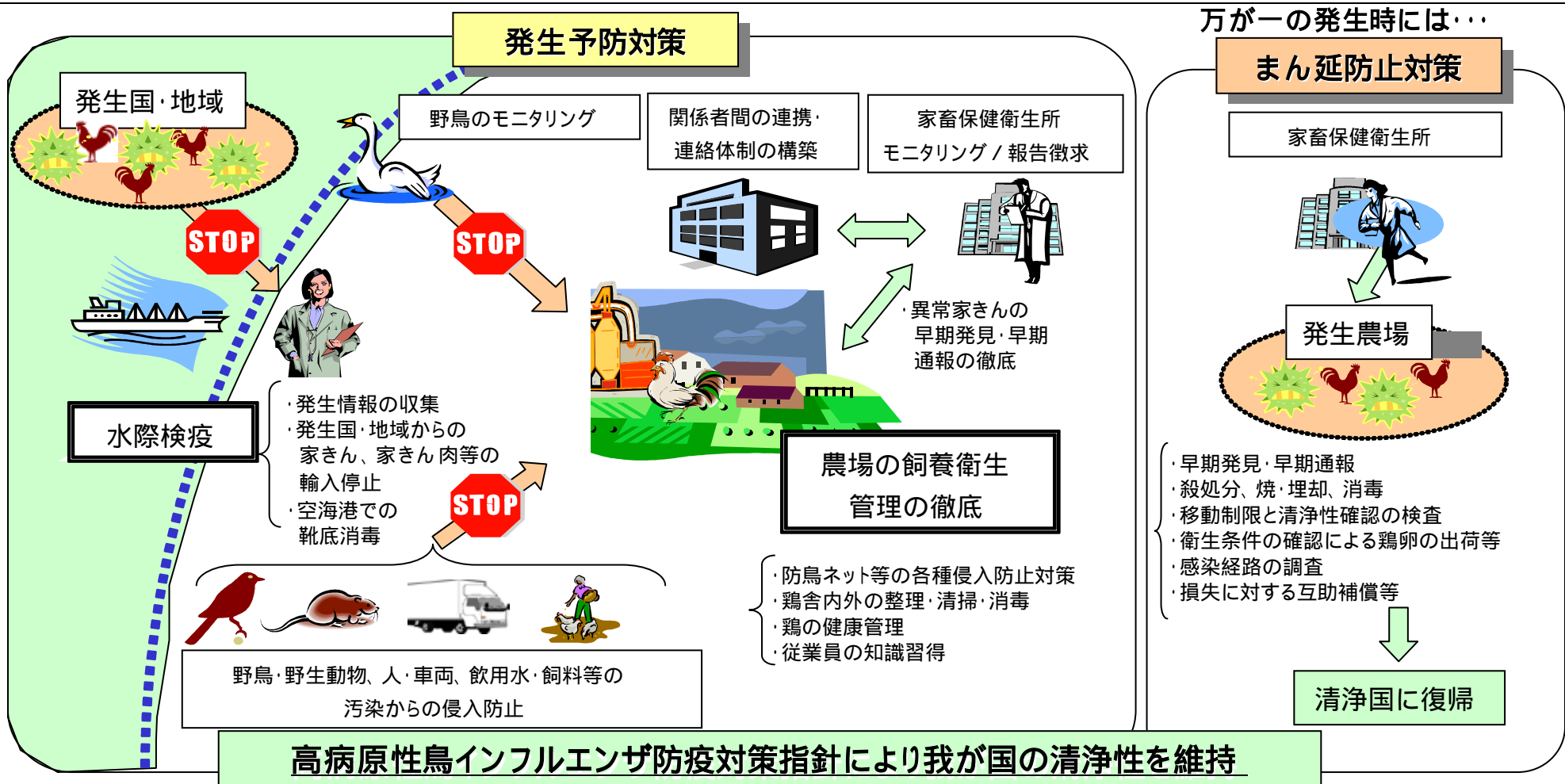
注3：()括弧内は前年同期累計。

注4：平成22年2月末までの累計。

高病原性鳥インフルエンザ対策

(1) 対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立
- 家きん、野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築
- 発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施



(2) 現在までの発生と対応

平成20年青森県、秋田県、北海道で、オオハクチョウに高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、緊急的な立入指導や石灰散布等の消毒を実施

<平成16年の発生> H5N1亜型

- 1月 山口県(1農場 約3万羽)
- 2月 大分県(1農場 14羽)
- 2～3月 京都府(2農場 約24万羽)

- ・平成16年我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)が発生
- ・発生農場においてまん延防止措置を実施し、4月に終息
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

<平成17年の発生> H5N2亜型

6月～翌1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成17年6月以降、茨城県を中心に高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)発生(18年4月までに殺処分を終了)
- ・弱毒タイプであることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適応
- ・感染経路調査報告書を公表(H18.9)
- ・防疫指針に、弱毒タイプの発生時の防疫措置を追加(H18.12)

<平成21年の発生> H7N6亜型

2～3月 愛知県(7農場 約160万羽)

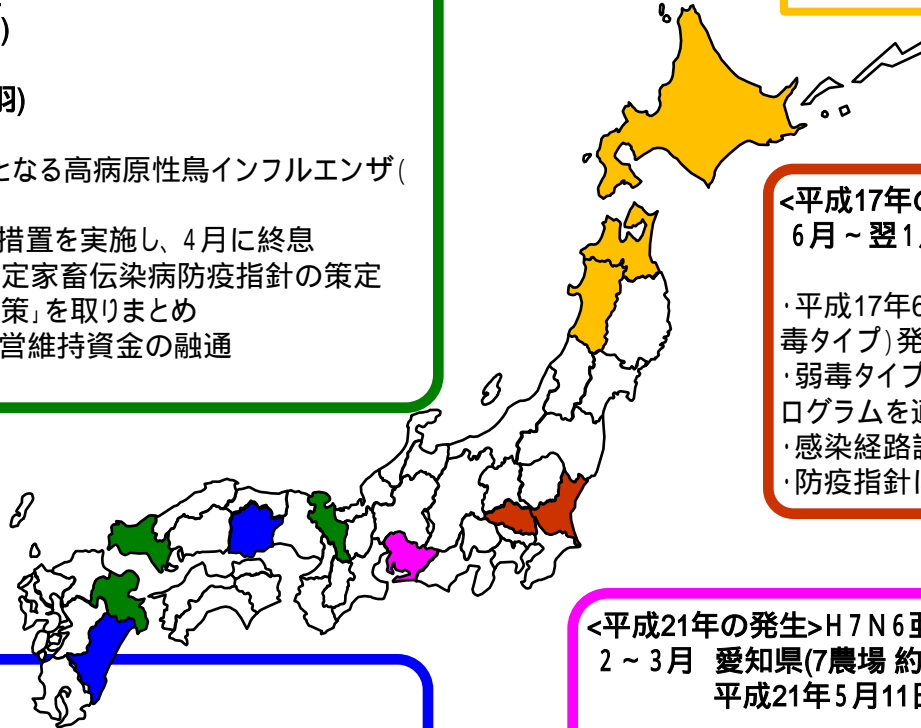
平成21年5月11日すべての移動制限解除

- ・平成21年2月、愛知県のうずら農場で高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)発生
- ・半径10km以内の移動制限は、弱毒タイプと確認されたことを踏まえ、半径5kmまで縮小(ウイルスが分離された1～3例目に適用)
- ・4～7例目は、抗H7HA抗体だけが確認され、うずらのみを対象として移動を制限(清浄性確認検査は半径5km内のすべての家きん農場について実施)
- ・全国すべてのうずら農場等について立入検査を行い、陰性を確認
- ・感染経路の調査のため、疫学調査チームを設置
- ・発生農場等の経営再開及び防疫対応等について、家畜伝染病予防費のほか、食の安全・消費者の信頼確保対策交付金、希少育種資源増殖回復特別対策事業等により支援
- ・家畜防疫互助基金の対象家畜に、平成21年度よりうずらを追加
- ・疫学調査報告書を公表(H22.2)

<平成19年の発生> H5N1亜型

- 1月 宮崎県(2農場 約7万羽)
 - 1月 岡山県(1農場 約1万羽)
 - 2月 宮崎県(1農場 約9万羽)
- 平成19年3月1日移動制限解除

- ・平成19年1,2月宮崎県、岡山県で高病原性鳥インフルエンザ発生
- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置により3月に終息
- ・家きん飼養農場で消石灰による緊急消毒の実施
- ・感染経路調査報告書を公表(H19.9)
- ・防疫指針の変更(食鳥処理場等の例外措置等)(H20.2)
- ・養鶏農場への立ち入り検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知



(3) 海外における発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ 平成16年2月からは、ペットも含めすべての鳥類について発生国からの輸入を停止。
- ・ 平成17年11月、厚生労働省を中心に新型インフルエンザ対策行動計画を策定。
農水省も水際検疫措置の強化、サーベイランスの強化等の防疫措置を実施。
- ・ アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐためOIE、FAOを通じ、アジアを中心に防疫対策を支援。

家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

[色塗り] = 輸入停止国 [58カ国・地域]

(ヨーロッパ)

ロシア H5N1
感染確認日: 2005.7.22

ウクライナ H5N1
感染確認日: 2005.12.6

イタリア H7N3
感染確認日: 2002.10.23

ルーマニア H5N1
感染確認日: 2005.10.11

アルバニア H5N1
感染確認日: 2006.3.9

チェコ H5N1
感染確認日: 2007.6.22

オランダ H7N7
感染確認日: 2006.8.1
(注)オランダはワクチン接種につき
2006.3.16以降輸入停止

セルビア・モンテネグロ H5
感染確認日: 2006.4.5

ボルトガル H5N2(弱毒)
感染確認日: 2007.9.19

デンマーク H7
感染確認日: 2008.12.25

英国 (州単位での輸入停止)
ノッティンガムシャー州 H5
感染確認日: 2010.5.18
ノース・ヨークシャー州 H5
感染確認日: 2010.7.28

(東アジア)

中国 H5N1 感染確認日: 2004.1.27
H5N1 感染確認日: 2001.5.18

香港 H5N1 感染確認日: 2001.5.24

マカオ H5N1 感染確認日: 2010.1.22

台湾 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2005.9.2

モンゴル H5N1 感染確認日: 2005.3.15

北朝鮮 H7 感染確認日: 2010.5.21

韓国 H7N7 感染確認日: 2010.5.21

日本
H7N6(弱毒)
感染確認日: 2009.2.27
清浄性確認日: 2009.7.19

H5N1(強毒)
感染確認日: 2007.1.13
清浄性確認日: 2007.5.8

H5N2(弱毒)
感染確認日: 2005.6.26
清浄性確認日: 2006.7.21

H5N1(強毒)
感染確認日: 2004.1.12
清浄性確認日: 2004.4.13

(中央アジア)

カザフスタン H5N1
感染確認日: 2005.8.4

(南アジア)

バキスタン
H7 感染確認日: 2004.1.27
H5N1 感染確認日: 2006.2.22

インド H5N1
感染確認日: 2006.2.21

アフガニスタン H5N1
感染確認日: 2006.3.17

パキスタン H5N1
感染確認日: 2007.3.27

イラン H5N1
感染確認日: 2008.1.17

ネパール H5N1
感染確認日: 2009.1.19

ブータン H5N1
感染確認日: 2010.2.24

(西アジア)

イラク H5N1
感染確認日: 2006.2.6

イスラエル H5N1
感染確認日: 2006.3.20

ヨルダン H5N1
感染確認日: 2006.3.27

パレスチナ自治区 H5N1
感染確認日: 2006.4.18

クウェート H5N1
感染確認日: 2007.3.1

トルコ H5N1
感染確認日: 2005.10.11

カタール H5N1
感染確認日: 2007.3.27

アラブ首長国連邦 H5N1
感染確認日: 2006.3.1

レバノン 弱毒
感染確認日: 2009

(アフリカ)

ナイジェリア H5N1
感染確認日: 2006.2.9

南アフリカ H5N2
感染確認日: 2004.8.9

ジンバブエ H5N2
感染確認日: 2005.12.5

エジプト H5N1
感染確認日: 2006.2.21

ニジェール H5N1
感染確認日: 2006.3.1

ガルーナ H5N1
感染確認日: 2006.3.14

スーダン H5N1
感染確認日: 2006.4.21

コートジボワール H5N1
感染確認日: 2006.4.27

ブルキナファソ H5N1
感染確認日: 2006.5.31

ジブチ H5N1
感染確認日: 2006.5.31

ガーナ H5N1
感染確認日: 2007.5.7

トーゴ H5N1
感染確認日: 2007.6.26

ベナン H5N1
感染確認日: 2007.12.6

(南北アメリカ)

メキシコ (弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
コアウイラ州他 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2005.3.31

ドミニカ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2007.12.25

ハイチ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2008.6.16

(東南アジア)

ベトナム H5N1
感染確認日: 2004.1.9

インドネシア H5N1
感染確認日: 2004.1.25

ラオス H5
感染確認日: 2004.1.27
(H5N1 感染確認日: 2006.7)

カンボジア H5N1
感染確認日: 2004.1.25

タイ H5N1
感染確認日: 2004.1.22

マレーシア H5N1
感染確認日: 2004.8.5

ミャンマー H5N1
感染確認日: 2006.3.14

2010年8月9日現在

アジア地域への支援の概要

アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラムの概要

- ・ 平成21年度予算額 68百万円
- ・ 平成22年度予算額 66百万円
- ・ 事業内容
アジア域内の早期通報体制の整備、
獣医行政組織の能力向上、ウイルス伝播ルートの解明

アジアにおける食品安全・動植物検疫関連総合支援事業のうち動物衛生対策の概要

- ・ 平成21年度予算額 48百万円
- ・ 平成22年度予算額 40百万円
- ・ 事業内容
防疫計画策定支援、早期警告システム構築、専門家派遣 等

重要伝染病国際貢献事業

- ・ 平成21年度予算額 20百万円
- ・ 平成22年度予算額 20百万円
- ・ 事業内容
教育プログラム作成、診断技術者育成、診断薬標準化促進、専門家派遣

BSE対策

(1) 我が国におけるBSEの発生状況

- ・ 13年9月に初めてBSEが確認され、その後現在までに、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)の発生を確認。
- ・ BSE感染牛を出生年別にみると、平成8年生まれが12頭、平成12年生まれが13頭と多くなっている。
- ・ 8例目及び24例目は、検出された異常プリオン蛋白質の性状が定型的なものと異なるとされている。
- ・ 飼料規制の実施直後に出生した牛(平成14年1月生)以降に生まれた牛での発生はない。

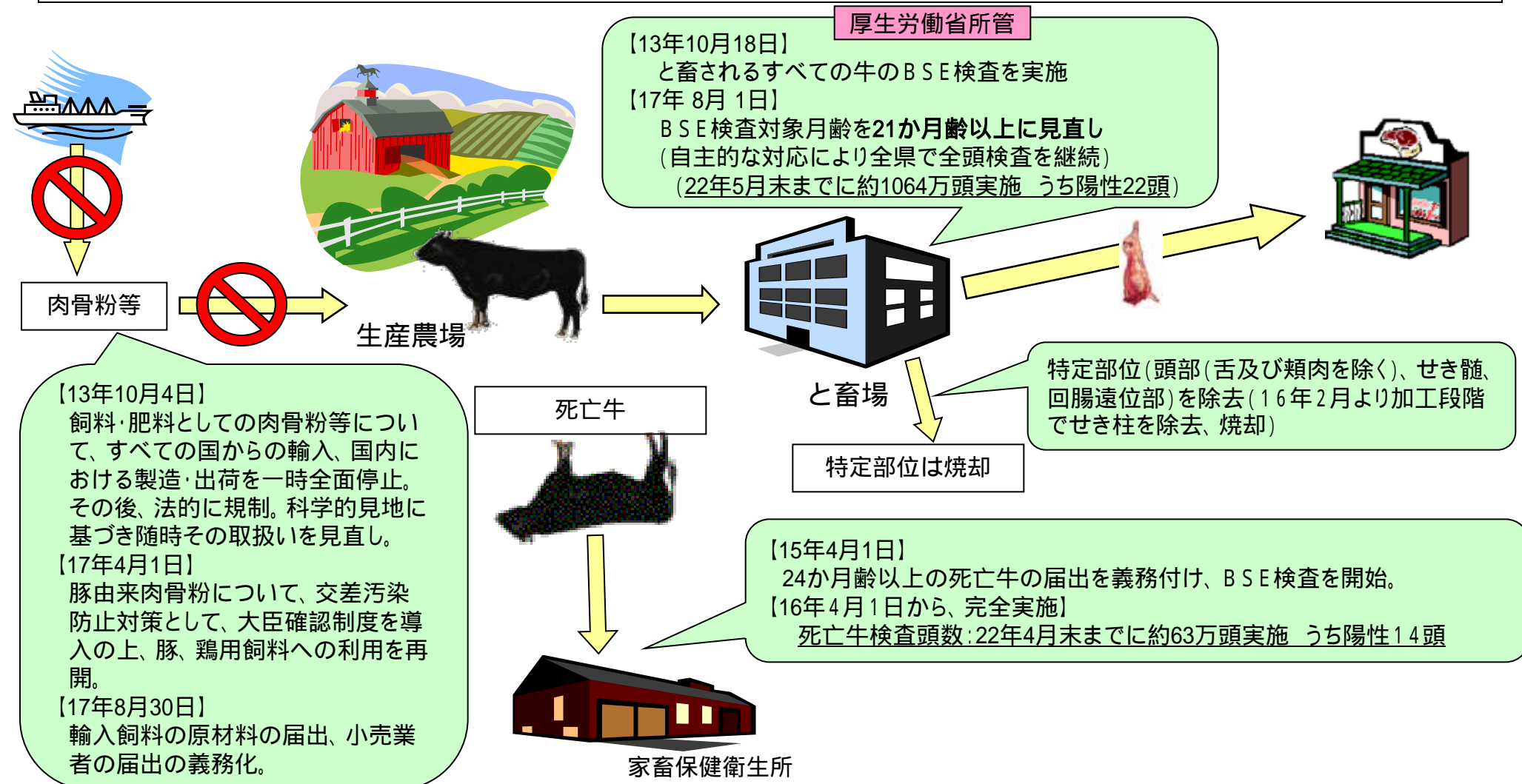
【BSEの発生状況】

1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月であり、2例目以降は確定診断された年月

	〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)		〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)
1	13年 9月 : 千葉県 (北海道)	8年 3月 (65)		21	17年12月 : 北海道	12年 2月 (69)	死亡牛
2	13年11月 : 北海道	8年 4月 (67)		22	18年 1月 : 北海道	12年 9月 (64)	死亡牛
3	13年12月 : 群馬県	8年 3月 (68)		23	18年 3月 : 北海道	12年 7月 (68)	
4	14年 5月 : 北海道	8年 3月 (73)		24	18年 3月 : 長崎県	4年 2月 (169)	非定型
5	14年 8月 : 神奈川	7年12月 (80)		25	18年 4月 : 岡山県 (北海道、北海道)	12年 4月 (71)	
6	15年 1月 : 和歌山県 (北海道)	8年 2月 (83)		26	18年 5月 : 北海道	12年 8月 (68)	死亡牛
7	15年 1月 : 北海道 (北海道)	8年 3月 (81)		27	18年 5月 : 北海道 (北海道)	12年 8月 (68)	死亡牛
8	15年10月 : 福島県 (栃木県、栃木県)	13年10月 (23)	非定型	28	18年 6月 : 北海道 (北海道)	11年11月 (80)	死亡牛
9	15年11月 : 広島県 (兵庫県)	14年 1月 (21)		29	18年 9月 : 北海道 (北海道)	12年 6月 (75)	死亡牛
10	16年 2月 : 神奈川県 (神奈川県)	8年 3月 (95)		30	18年11月 : 北海道	13年 6月 (64)	死亡牛
11	16年 3月 : 北海道	8年 4月 (94)	死亡牛	31	18年12月 : 北海道	11年11月 (84)	
12	16年 9月 : 熊本県	11年 7月 (62)		32	19年 2月 : 北海道	13年 8月 (65)	
13	16年 9月 : 奈良県 (北海道)	8年 2月 (103)		33	19年 7月 : 北海道	12年 6月 (84)	死亡牛
14	16年10月 : 北海道	12年10月 (48)	死亡牛	34	19年12月 : 北海道 (島根県、北海道)	4年 7月 (185)	
15	17年 2月 : 北海道	8年 8月 (102)	死亡牛	35	20年 3月 : 北海道 (北海道)	12年10月 (89)	死亡牛
16	17年 3月 : 北海道	8年 3月 (108)		36	21年 1月 : 北海道	12年 8月 (101)	死亡牛
17	17年 4月 : 北海道	12年 9月 (54)	死亡牛	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> BSE感染源・感染経路について 32例目までの発生事例に基づいた疫学的分析により、平成7年・8年生まれの牛(A群13頭)の感染原因は統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難であり、また、11年・12年生まれの牛(15頭)はA群が汚染原因となった可能性があると考えられた。 </div>			
18	17年 5月 : 北海道	11年 8月 (68)					
19	17年 6月 : 北海道	8年 4月 (109)					
20	17年 6月 : 北海道	12年 8月 (57)					

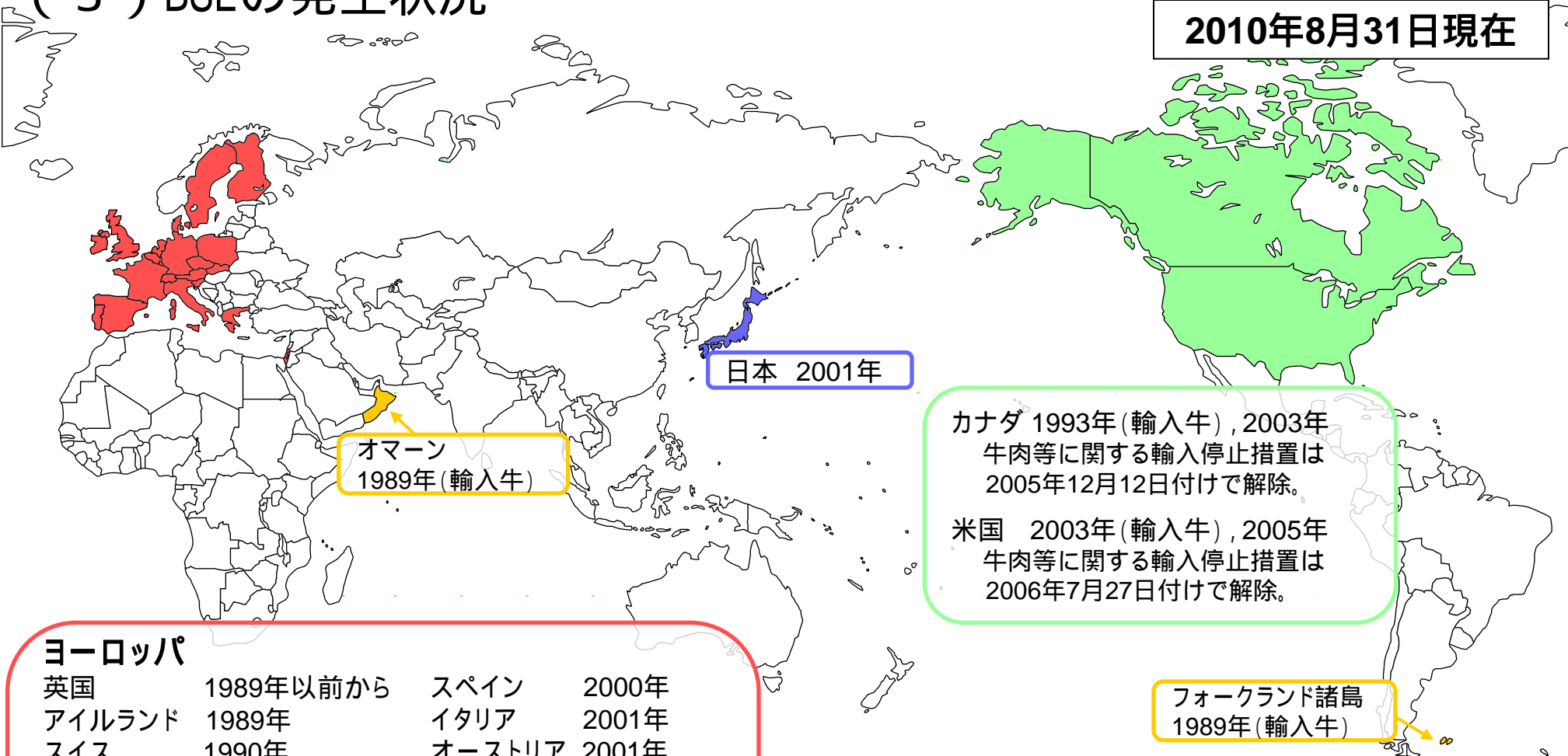
(2) BSE対策の実施状況

- ・ と畜場におけるBSE検査体制及び特定部位の除去体制の確立。
- ・ 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- ・ 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。



(3) BSEの発生状況

2010年8月31日現在



オマーン
1989年(輸入牛)

日本 2001年

カナダ 1993年(輸入牛), 2003年牛肉等に関する輸入停止措置は2005年12月12日付けで解除。
米国 2003年(輸入牛), 2005年牛肉等に関する輸入停止措置は2006年7月27日付けで解除。

フォークランド諸島
1989年(輸入牛)

ヨーロッパ

英国	1989年以前から	スペイン	2000年
アイルランド	1989年	イタリア	2001年
スイス	1990年	オーストリア	2001年
フランス	1991年	チェコ	2001年
ポルトガル	1994年	フィンランド	2001年
ベルギー	1997年	ギリシャ	2001年
オランダ	1997年	スロバキア	2001年
ルクセンブルグ	1997年	スロベニア	2001年
リヒテンシュタイン	1998年	イスラエル	2002年
デンマーク	2000年	ポーランド	2002年
ドイツ	2000年	スウェーデン	2006年

- BSE発生国で、牛肉等の輸入が認められていない国: 22カ国
- 輸入牛でBSEが発生したため、牛肉等の輸入が認められていない国: 2カ国
- BSE発生国だが、牛肉等の輸入が認められている国: 2カ国
- 日本

(4) 世界の B S E 発生件数の推移

- ・ 発生のパークは 1 9 9 2 年
- ・ B S E 対策の進展により、発生頭数は減少

単位：頭

	1992 年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010 (1)	累計 (1)
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	8	190,555
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	1	5,891
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	6	184,606
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	-	-	2
カナダ	0	0	0	2 ^(2)	1	1	5	3	4	1	1	19 ^(3)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	-	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	1

出典：OIE World Health Situation

1 OIEのデータ更新は2010年8月10日現在。

2 うち1頭はアメリカで確認されたもの。

3 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003.12)1頭を含んでいる。

(5) 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

OIE(国際獣疫事務局)は、申請に基づき加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階に分類しており、2009年5月のOIE総会において、我が国を「管理されたリスク」に認定。

EUは、2009年1月1日より、一定の条件を満たした国について、検査対象月齢を48か月齢超へ変更。

OIEによる日本のBSEステータス認定

OIEによるBSEステータス区分と条件

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できるリスク	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと 有効な飼料規制が8年以上実施されていること
管理されたリスク	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

「管理されたリスク」における牛肉等の主な貿易条件

- ・ ピッシングが行われていないこと
 - ・ 特定危険部位(SRM)が除去されていること 等
- (全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱等)

主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	21か月齢以上の牛すべて (17年8月~)	-	30か月齢超の牛すべて(注)
	死亡牛	24か月齢以上の牛すべて	一部 (30か月齢以上)	24か月齢超の牛すべて(注)
SRM除去		全月齢の頭部(舌、頬肉を除く)、脊柱、脊髄、回腸遠位部	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋骨、脳、三叉神経節、脊髄、眼、脊柱、脊髄、背根神経節	全月齢の十二指腸~直腸、腸間膜、扁桃 30か月齢超の脊柱、背根神経節 12か月齢超の頭蓋骨(下顎を除く)、脳、眼、脊髄
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物、豚、鶏に給与禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、反すう動物、豚、鶏に給与禁止	反すう動物、豚、鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	牛の出生情報の記録又は歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注：2009年1月1日より、EU内の一定の条件を満たした国については、検査対象月齢を48か月齢超へと変更することが可能となった。

(6) 米国産牛肉輸入問題の経緯

H15.12.24 米国においてBSE感染牛確認
米国産牛肉等の輸入停止

H17.12.8 食品安全委員会の答申
H17.12.12 米国産牛肉の輸入の再開

H18.1.20 米国産牛肉の輸入手続の停止
〔せき柱を含む米国産子牛肉を発見〕

H18.7.27 全対日輸出施設の調査(6.24～7.23)後、米国産牛肉の輸入手続再開を決定

H19.5.20～25 OIE総会(米国のBSEステータス決定)
〔米国が「管理されたリスク」に認定。〕

H19.6.13 米国食肉処理施設の現地査察(5.13～28)の査察結果公表

H19.6.27・28 日米間の技術的な会合 (第1回)
H19.8.2・3 " (第2回)

H20.9.19 米国食肉処理施設の現地査察(8.17～31)の査察結果公表

H22.1.20 米国食肉処理施設の現地査察(H21.11.11～22)の査察結果公表

ヨーネ病対策

- ・牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病。治療方法が無く、感染牛は同居牛に感染を広げることから、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により、感染牛の摘発とう汰を推進。
- ・摘発増加(H10年785頭 H18年1179頭)を受け、平成18年11月、「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、自主とう汰の推進、導入時の陰性証明確認等の清浄化対策を強化。
- ・平成19年10月の牛乳等の自主回収を受け、20年7月より定期検査にスクリーニング検査法を導入。

ヨーネ病防疫対策要領(平成18年11月1日付)

ヨーネ病の清浄化を図るため、法に基づく定期検査に加え、以下の取組を推進

発生農場における防疫措置の強化
発生農場における検査のルール化
6か月以上の全飼養牛について検査を実施

発生農場における迅速・高感度診断法の実施

牛の移動の際の清浄性確認のルール化

家畜伝染病予防事業

定期検査の実施(法5条に基づく)

(少なくとも5年に一度、各都道府県が実施)

検査強化による患畜の摘発

感染リスクの高い同居牛等対象に迅速・高感度診断法を実施し、自主とう汰を推進

ヨーネ病のおそれのある牛の他農場への移動を抑制(陰性証明書の確認)

家畜生産農場清浄化支援対策事業

平成20年7月より法に基づく定期検査にスクリーニング法を導入

オーエスキー病の防疫対策について

オーエスキー病は、昭和56年に初発生。平成2年以降全国に拡大し、異常産や哺乳豚の死亡など、養豚経営に甚大な影響

平成3年から「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、発生予防と清浄化を推進

農場単位の清浄化は進展し、感染地域の拡大も防いでいるが、感染地域の清浄化は進展していない状況
20年6月、「オーエスキー病防疫対策要領」を改正し、地域レベルでの清浄化に向けた取組を推進

オーエスキー病清浄化対策

オーエスキー病防疫対策要領
(平成20年6月9日改正)

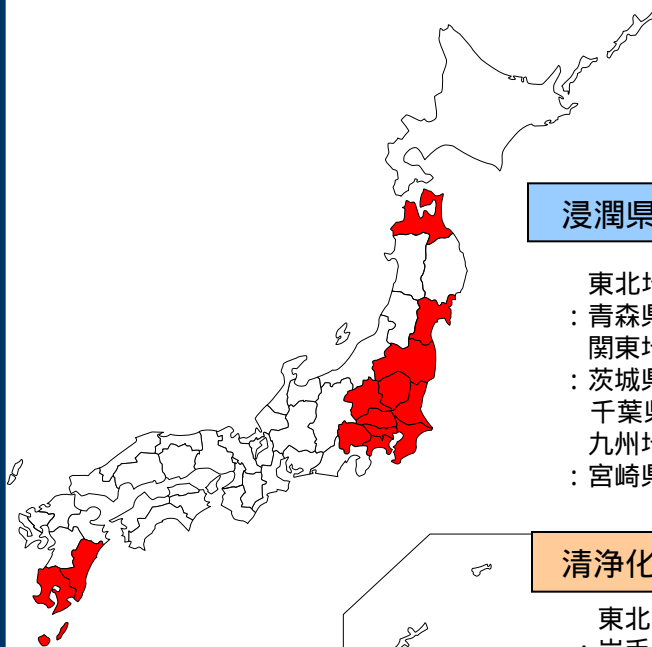
地域におけるコンセンサスの下での
清浄化に向けた取組

- ・ 飼養衛生管理基準の遵守
- ・ 清浄豚の流通
- ・ 清浄度確認検査
- ・ 感染豚のとう汰、更新
- ・ ワクチン接種

家畜生産農場清浄化支援対策事業

清浄化に向けた地域的な取組に対して集中的に支援(H20年12月1日～)

5 年 後



浸潤県: 13都県(H22年6月現在)

- 東北地方(3県)
: 青森県、宮城県、福島県
- 関東地方(8都県)
: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
- 九州地方(2県)
: 宮崎県、鹿児島県

清浄化県: 3県(H20年12月以降)

- 東北地方(2県)
: 岩手県、秋田県
- 九州地方(1県)
: 熊本県

清
浄
化
達
成

養豚農場における衛生対策の推進方向

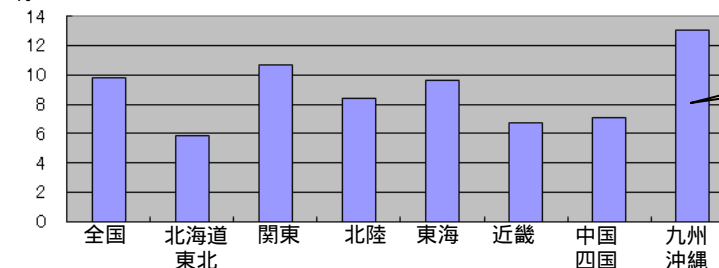
- 農場によっては、PRRS（豚繁殖呼吸障害症候群）、PCVAD（豚サーコウイルス関連疾病）などの豚呼吸器複合感染症等により事故率が上昇しており、飼養衛生管理対策の徹底が重要
- 養豚主産地域を中心に、地域の生産者、獣医師、家畜保健衛生所などの関係者が一体となった面的な取組を推進
- 農林水産省では、豚サーコワクチンの承認や地域の取組への支援を実施

【実態】 養豚農場における事故率（離乳後～出荷） %

年度	全国	北海道・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
H19	8.9	6.9	9.4	7.1	7.8	7.2	7.2	10.5
H20	10.5	8.2	10.9	6.5	9.1	7.9	9.4	12.7
H21	9.6	7.8	9.9	8.3	9.4	7.7	9.1	11.0

資料：養豚基礎調査（日本養豚協会）

事故率20%以上の農家割合（H21）



九州地域に事故率が高い農家が多い傾向

【地域における取組】

県が中心となり、関係機関を構成員とするプロジェクトチームによる飼養衛生管理徹底等の取組を実施（鹿児島県など）



< 事例1（飼養規模：母豚120頭子豚生産） >

- ・母豚をグループに分け、そのグループ毎に交配、分娩、離乳の時期を揃えることによるオールインオールアウト
- ・母豚導入後、馴致を徹底

・事故率の著明な減少（32.0%→2.0%）

< 事例2（飼養規模：母豚200頭一貫生産） >

- ・簡易離乳豚舎、高圧洗浄機の導入
- ・オールイン・オールアウトの徹底
- ・子豚の保温箱の設置

・事故率が低減（13%→8%）
・発育が良好となり、出荷日齢が短縮（190日齢→180日齢）

【農林水産省における取組】

< 豚サーコワクチンの承認 >

平成20年1月18日、4月24日及び7月17日に薬事法に基づく製造販売を承認（3製品）



地域での取組への支援

< 支援措置 >

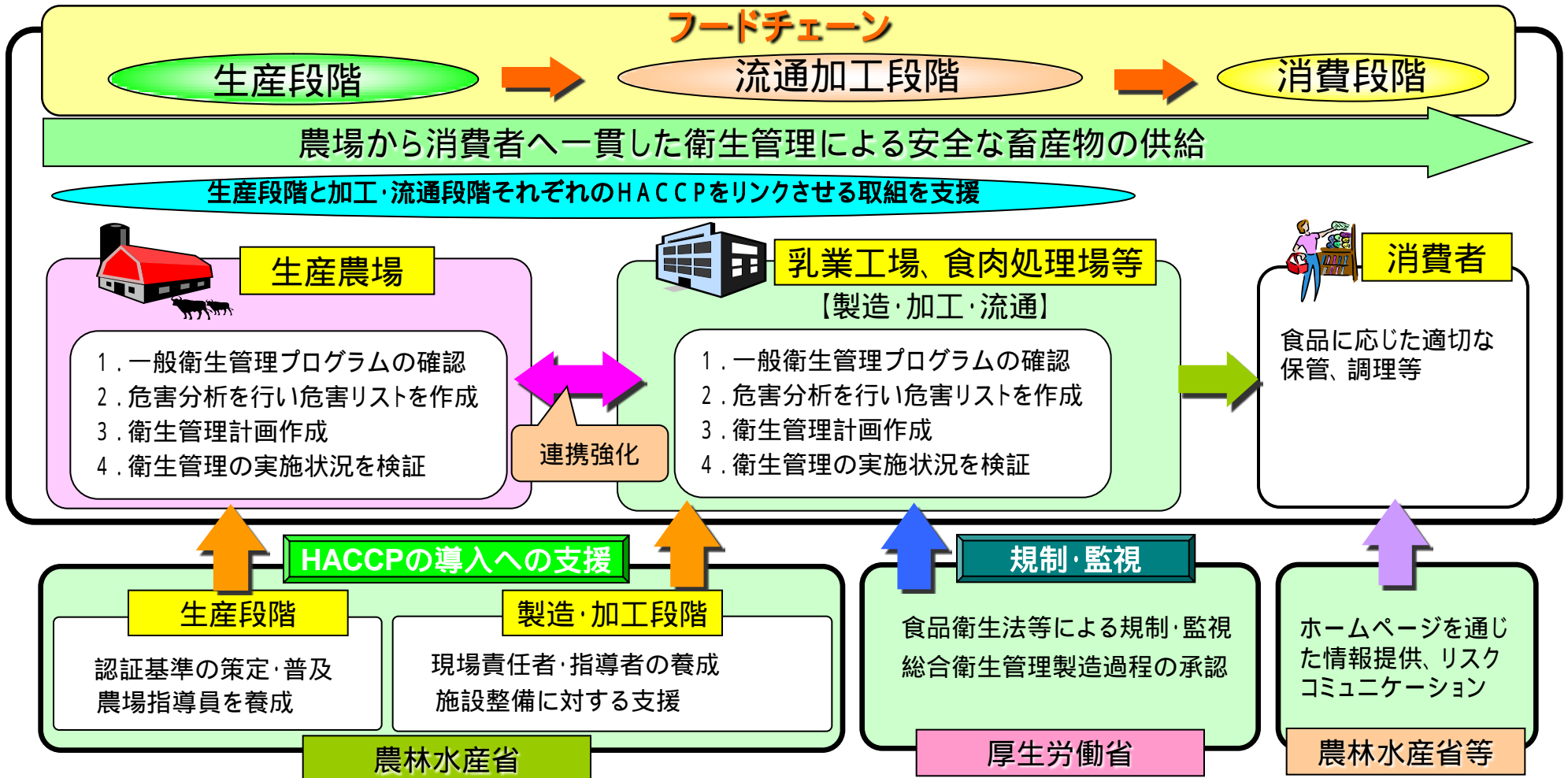
- ・地域一体となった飼養衛生管理等
- ・養豚集団が取り組む衛生対策に必要な器具、資材の導入等

事故率低減の取組を通じ、養豚経営における生産性を向上

我が国畜産物の安全性の確保について

畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための管理(フードチェーンアプローチ)が必要

このため、農林水産省においては、生産段階及び製造加工段階に対する衛生管理推進のための支援を実施



農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・農家段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」等を策定。
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域一体となり生産段階へのHACCP手法の導入推進。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表。
- ・平成20年度からは、農場指導員を養成するとともに、平成21年度からは、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援及び農場の認証制度を検討。

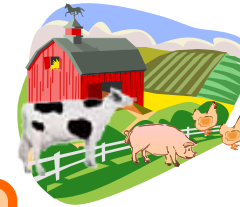
- ・ 認証基準の普及：衛生管理を行う場合のチェックポイントの整理
- ・ 農場指導員の養成：実施マニュアル作成等を指導し認証取得を促進

農場指導員

HACCP方式取組農家

認証制度の構築

認証機関



農家毎の実施マニュアル作成

- ・ 危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・ 危害分析(HA)
- ・ 重要管理点(CCP)の設定
- ・ 実施マニュアルの作成

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

農場モニタリング
検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

取組農家戸数:2,277
(平成20年度実績)

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

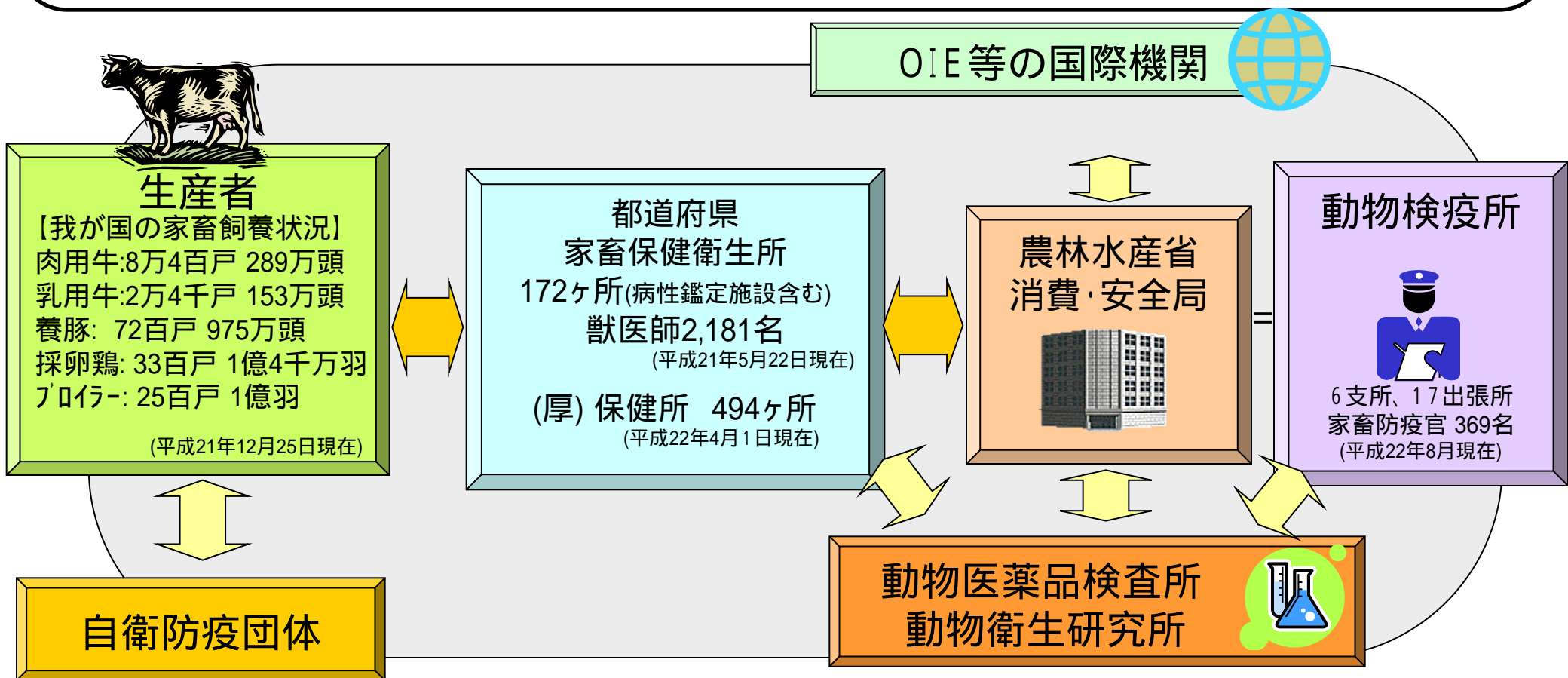
消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

参 考 资 料

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究所等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国、地方段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取り組みを推進。



家畜伝染病予防法の概要

(1) 目的

家畜の伝染性疾病の発生の予防、まん延の防止により畜産の振興を図る。

(2) 内容

- ・家畜伝染病の発生を予防するため届出、検査等。
- ・家畜伝染病のまん延を防止するため発生時の届出、殺処分、移動制限等。
- ・家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫。
- ・国、都道府県の連携、費用負担等。
- ・生産者の自主的措置。

家畜伝染病予防法の対象疾病

監視伝染病

家畜伝染病

(法に基づく強制的措置)

口蹄疫、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなど26疾病

届出伝染病

(発生状況把握、予防措置指導)

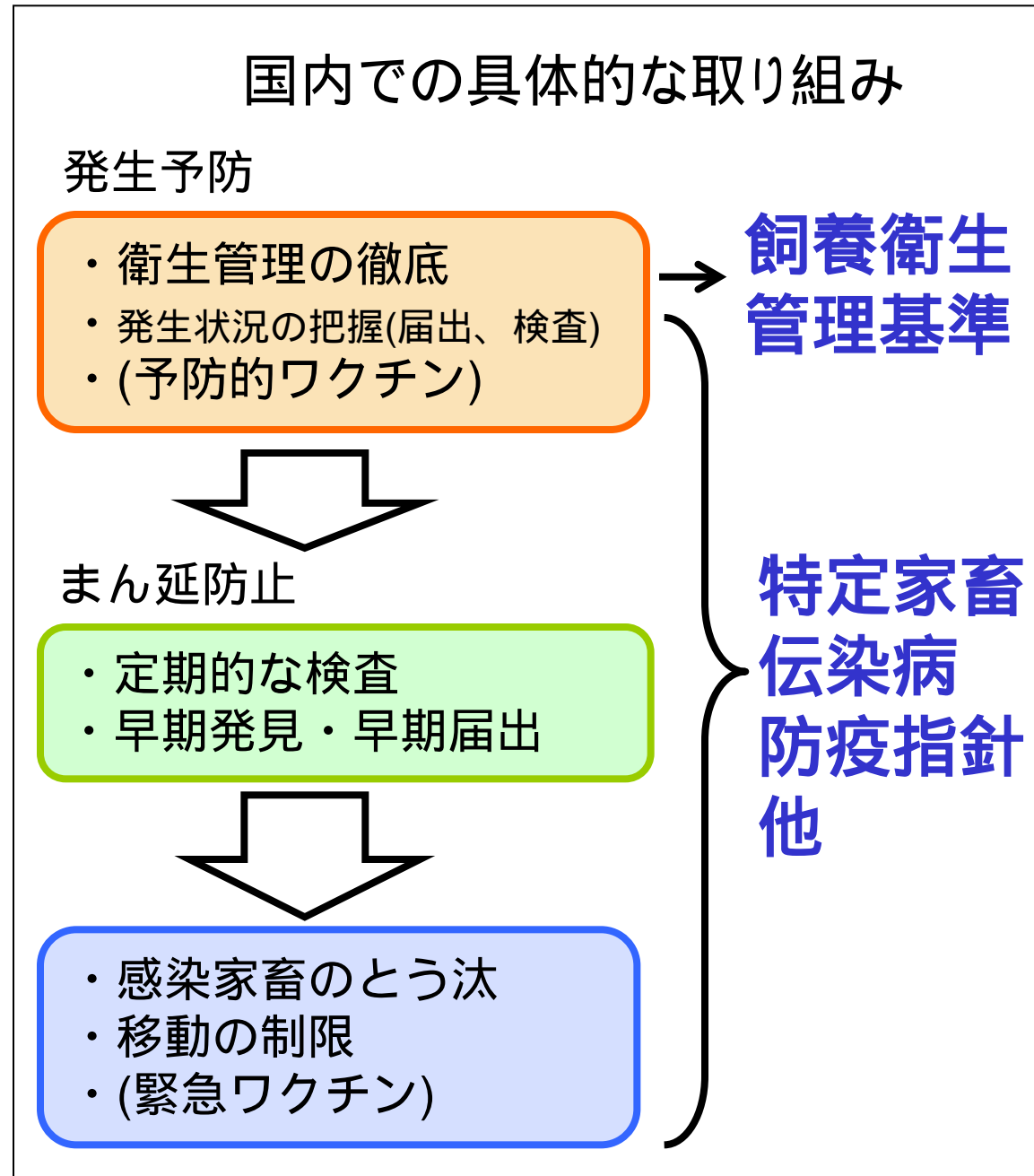
アカバネ病、牛伝染性鼻気管炎、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、伝染性気管支炎など71疾病

新疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に重大な影響をおよぼす恐れのある疾病

国内防疫の取組み

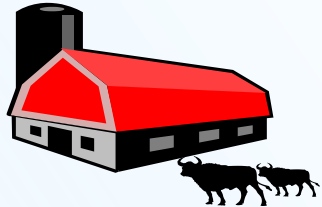
- (1) 国は、家畜伝染病の発生予防やまん延防止の推進のため、飼養衛生管理基準と、重要な伝染病に関する特定家畜伝染病防疫指針を策定、公表。
- (2) 発生予防として衛生管理の徹底や届出、検査による発生状況の把握、ワクチン接種指導等を実施。
- (3) まん延防止として定期的な検査や発生があった場合の感染家畜の処分や移動制限などを実施。
- (4) また、安全な畜産物の生産や家畜の生産性維持の視点からも、衛生管理のための様々な対策を実施。



家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取り組みともなる。

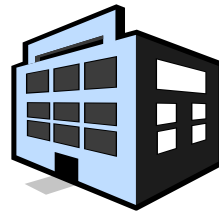
家畜の飼養衛生管理基準の設定 衛生管理を徹底することで疾病を予防



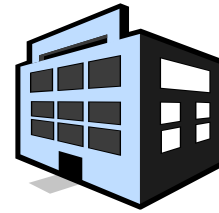
生産農場

(家畜伝染病予防法)

- 1 畜舎や器具の清掃、消毒
- 2 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- 3 飼料や水への排せつ物等の混入防止
- 4 導入家畜の隔離
- 5 人や車両の出入り制限・消毒
- 6 野生動物や害虫の侵入防止
- 7 出荷の際の家畜の健康確認
- 8 異常家畜の早期発見・早期受診
- 9 過密な状態での家畜の飼養回避
- 10 伝染病に関する知識の習得



と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者

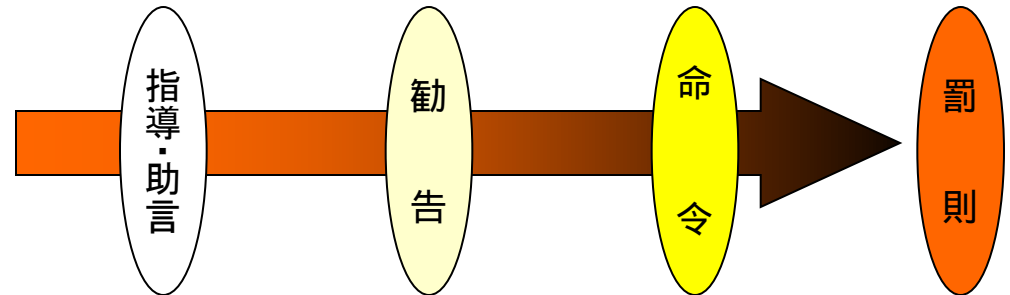
食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

病畜の廃棄(全部又は一部)
枝肉の微生物汚染・増殖防止

枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準

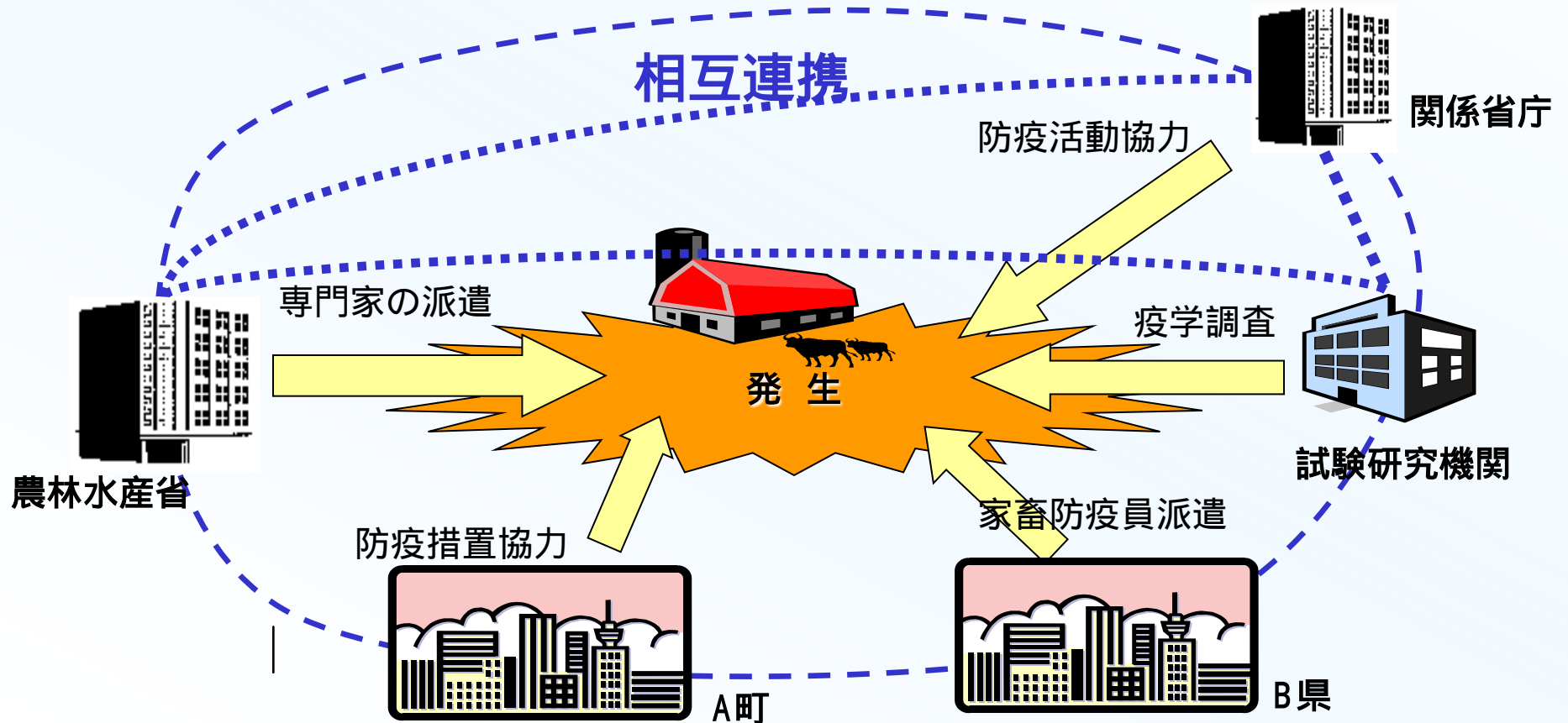


家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

- 従来から、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止については、国がその対応方針を都道府県に通知。
- 特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む防疫措置のための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成。

特定家畜伝染病防疫指針

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラの4疾病について作成
(H16.12) (H16.11) (H16.11) (H18.3)



動物検疫の取組み

(1) 目的

家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止。

狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止。

水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止。

(2) 体制

動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画、実施。

動物検疫所(横浜に本所、全国に6支所、17出張所を設置し、369人の家畜防疫官を配置)において、「家畜伝染病予防法」等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



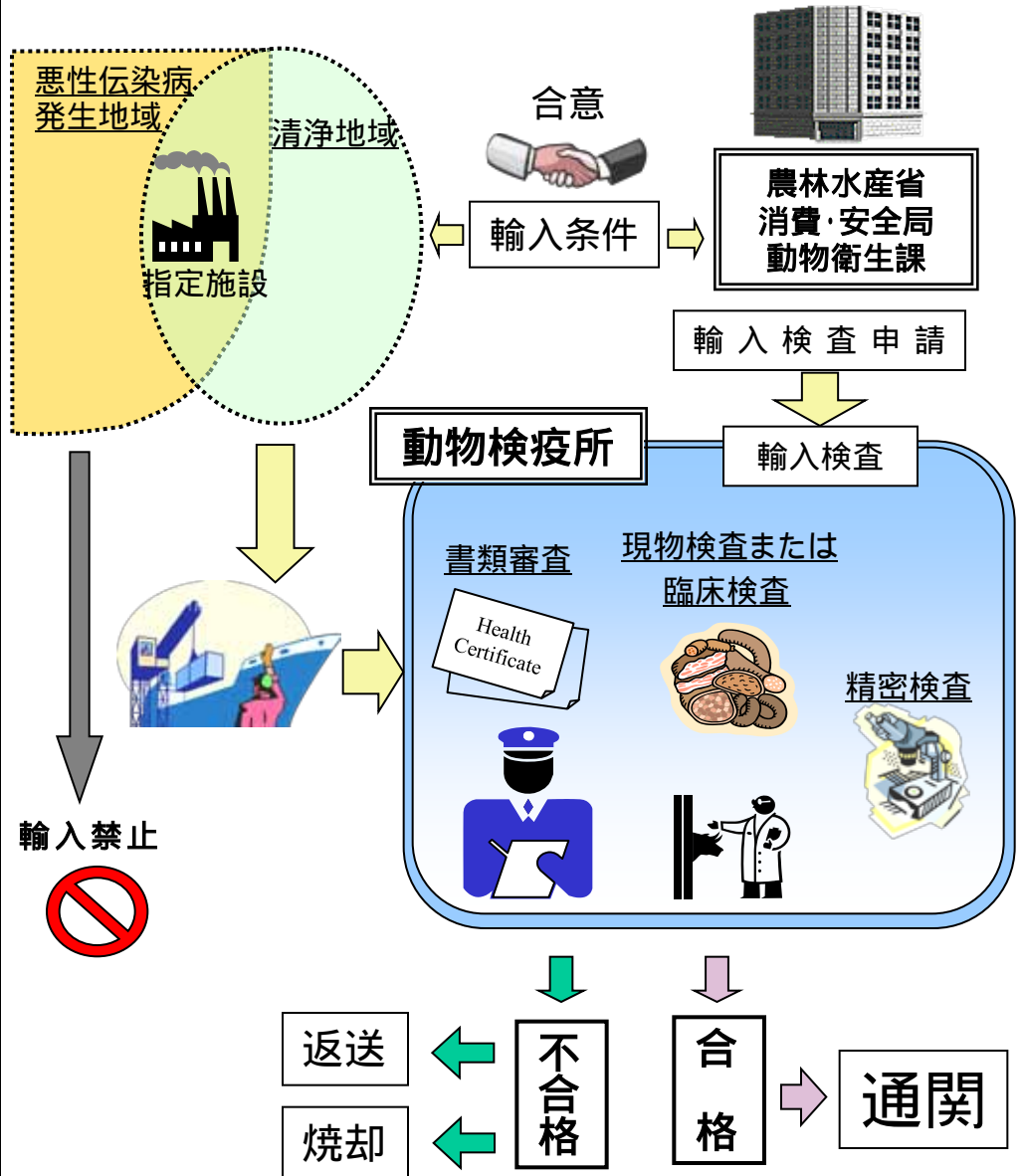
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度(平成)	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
家畜防疫官数(人)	299	312	319	326	337	345	356	369
機関数(か所)	24	24	24	24	24	24	24	24

注:定員は年度末定員。

動物検疫のしくみ

輸入検査の流れ



検疫の対象となる動物のけい留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びびかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ~ 180日	12時間以内
猿	30日	*
兔など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

動物衛生課

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括・総務班
(国内関係)
- ・保健衛生班
- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- 国際衛生対策室**
- ・検疫企画班
- ・検疫業務班
- ・国際衛生企画班
- ・国際獣疫班
- ・リスク分析班

動物衛生課 関係法令

法律名	概要
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法	狂犬病の発生の予防、撲滅等により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防、まん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務等を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。